

一般社団法人機能性薄膜材料デバイス国際会議賛助会員規定

2015年10月1日制定

1章 賛助会員

(目的)

第1条 一般社団法人機能性薄膜材料デバイス国際会議の賛助会員と賛助会費等に関し必要な事項を定める。

(賛助会費・加入期間)

第2条 賛助会員の会費は年額10万円以上（1口10万円、1口以上）とする。

2. 既納の賛助会費は、いかなる場合もこれを返還しない。
3. 賛助会員の加入期間は、10月1日から翌年9月30日までとする。

(入退会)

第3条 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書によって申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2. 賛助会員資格は、毎年10月1日に自動的に更新され、その当該会員に旨通知される。

(退会)

第4条 退会は、所定の書式により届出があった日付後の最初の理事会の日とする。

(特典)

第5条 会員への特典は次の通りとする。

- (1) 機能性薄膜材料デバイス国際会議から発行するAnnouncement、Call For Papers、Advance Program、Final Programおよび開催計画書、開催報告書等にて、本学会に関する情報を受けることができる。
- (2) 賛助会員には、Proceedings（電子媒体）を送付する。
- (3) 賛助金2口以上の場合は、その口数から1口差し引いた参加者数を無料とする。
- (4) 各発行物（Advance Program, Final Program, Proceedings）の掲載期限までに申し込みがあった場合には、社名を掲載する。
- (5) 開催報告書には、社名を掲載する。
- (6) Advance Program, Final Program の掲載期限までに申し込みがあった場合、Program に社名もしくはロゴを掲載する。

2章 本法人に対する寄付

(目的)

第6条 一般社団法人機能性薄膜材料デバイス国際会議の会議開催に関する寄付金等に関し必要な事項を定める。

(寄付等)

第7条 本法人は学術振興に資する目的を持つ、会議開催助成、奨励金、支援金、寄付金等（以下、助成金等という）を、会の目的に合致する範囲で受け取ることが出来る。

2. この助成金等は、本法人の運営に関わる非営利目的での利用に限り受け入れることが出来、法人の定款に従って処理される。

3. 助成金等の援助団体による利用上の規定等がある場合は、本法人の定款に反しない限りにおいて、その規定等が優先する。

4. 賛助会員は会費に変えて寄付を行う事も出来る。

(制限)

第8条 助成金等は、その性格上、口数・金額等を定めない。

(附則)

1. 本細則の変更に当たっては、理事会の議決を要する。

2. 本細則の変更は理事会の議決日から施行する。

3. 本規則変更：2017年4月18日 第1条第3項、第3条第2項改定